

## 令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和2年9月10日（木）午後2時～2時35分
2. 場 所 名張市役所 2階 庁議室
3. 出席者 委員 辻 陽  
同 木村 那津子  
同 國富 静代  
同 中野 栄蔵  
(下庄 隆文委員 欠席)
4. 審議事項
  - 4-1. 地方創生臨時交付金プレミアム付商品券事業に係る個人情報の本人外収集について（商工経済室・子ども家庭室）
  - 4-2. (仮称) 赤ちゃん応援特別給付金事業に係る個人情報の本人外収集について（健康・子育て支援室）
  - 4-3. 名張市公用車へのドライブレコーダーの設置等に関する規程について（契約管財室）
5. 審議内容
  - 4-1. 地方創生臨時交付金プレミアム付商品券事業に係る個人情報の本人外収集について
    - (1) 実施機関からの説明  
当事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業である。この交付金は新型コロナウイルス感染症への対応について交付されるものであり、1) 感染拡大の防止、2) 雇用の維持と事業の継続、3) 経済活動の回復、4) 強靱な経済構造の構築を目的とした事業において活用できるものである。当事業は、このうち主に2) 及び3) を目的とし、事業実施主体は地域の商工業の振興に力を注いでいる地域総合経済団体である名張商工会議所の予定である。事業期間は令和2年9月下旬から令和3年3月31日を予定している。  
事業内容は大きく2つに分かれ、1つは市内の世帯主（約34,600世帯）に対して商品券の購入引換券を配布する「(仮称) 全世帯型プレミ

アム付商品券事業」、もう1つは高校以下の子ども（約6,740世帯11,500人）を有する世帯主に対して商品券を配布する「（仮称）子育て世帯支援事業」である。全世帯に配布する購入引換券は、郵便局において1万円の商品券を6千円で購入できるものであり、子育て世帯に配布する商品券は、高校生以下の子ども1人につき5,000円分の商品券を配布するものである。全世帯分で3億4千6百万円、子育て世帯分で5千7百50万円の、合計約4億円分の商品券が短期間に市内に流通することによる経済の活性化を図る。

引換券及び商品券の配布にあたっては、密状態を防ぐため郵送による配布を行いたく、市民部総合窓口センターが保有する住民基本台帳の情報を目的外利用したい。セキュリティ対策としては、1) LGWANを使用した閉域網での接続、2) 総務部情報政策室が安全管理している専用端末機器の使用（強靱化システムによるインターネット環境切り離し、随時更新のウイルス対策、データの資産管理実施）、3) 施錠による端末機器の保管、4) 担当者の職員証と認証パスワードの2段階認証によるアクセス管理を行う。

## （2）審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 世帯主宛に引換券を配布し、郵便局で引き換えを行うとのことだが、引き換えは代理人が行っても問題ないということか。

○お見込みのとおり。世帯主宛に引換券を送付するため、引き換えを行うのは世帯主もしくは世帯主に引き換えを委任された者という認識である。

イ つまり、今回本人外収集する住民基本台帳の情報は、商工会議所や郵便局に渡すことはなく、名張市のみが管理するという点で間違いな

いか。

○お見込みのとおり。

以上の質疑を終え、承認とする。

## 4-2.（仮称）赤ちゃん応援特別給付金事業に係る個人情報の本人外収集について

### （1）実施機関からの説明

当事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業である。この交付金は新型コロナウイルス感染症への対応

について交付されるものであり、1) 感染拡大の防止、2) 雇用の維持と事業の継続、3) 経済活動の回復、4) 強靱な経済構造の構築を目的とした事業において活用できるものである。当事業は、このうち3) 経済活動の回復を目的として実施する。事業期間は令和2年9月下旬から令和3年3月31日を予定している。

先に国民に支給された特別定額給付金は、基準日の翌日(令和2年4月28日)以降に生まれた乳児については対象外であったが、依然新型コロナウイルス感染症の影響に不安を抱える保護者が安心して子育てをしていくためには、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要がある。乳児1人あたりに5万円の給付金を支給することで子育ての環境を整え、子どもの健やかな成長を支援する。

対象者は令和2年4月28日から令和2年12月31日の期間に出生し、申請時に名張市の住民基本台帳に登録された者である。但し、出生後最初の住民登録を名張市にしている場合に限る。

対象者に申請書を郵送するため、市民部総合窓口センターが保有する住民基本台帳の情報を目的外利用したい。セキュリティ対策としては、1) LGWANを使用した閉域網での接続、2) 総務部情報政策室が安全管理している専用端末機器の使用(強靱化システムによるインターネット環境切り離し、随時更新のウイルス対策、データの資産管理実施)、3) 施錠による端末機器の保管、4) 担当者の職員証と認証パスワードの2段階認証によるアクセス管理を行う。

## (2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 対象は新生児及びその世帯主であり、収集した個人情報の管理はすべて担当室が行うとのことだが、対象数はどの程度を見込んでいるか。

○新生児360名を見込み予算計上している。

イ 収集した個人情報は申請書の発送以外に使用しないか。

○使用しない。

以上の質疑を終え、承認とする。

## 4-3. 名張市公用車へのドライブレコーダーの設置等に関する規程について

### (1) 実施機関からの説明

公用車へのドライブレコーダーの設置については、犯罪を予防し、職員の安全運転意識を向上させ、交通事故発生時においてはその状況を正確

に把握し、当該事故の原因を明らかにすることにより、適切かつ円滑な事故処理を行うことを目的として、令和2年8月下旬より運用を開始するところである。

ドライブレコーダーに記録される映像・音声等については、個人情報を意図的に収集するものではないものの、結果的に個人を識別できる情報となり得るため、名張市個人情報保護条例に定めるもののほか、「名張市公用車ドライブレコーダーの設置等に関する規程」を制定し、その管理等について必要な事項を定めるものである。

については、先に提出した規程案について審査会の意見をいただきたい。

## (2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 管理責任者、管理担当者共に契約管財室の職員を充てるとのことだが、契約管財室以外にドライブレコーダーの情報を出すことはないということか。

○お見込みのとおり。

イ 名張市公用車ドライブレコーダーの設置等に関する規程案第4条3号に「管理担当者は、総務部契約管財室の職員のうちから管理責任者が指名する。」とあるが、管理担当者とは1名か。

○基本的には1名だが、その者が欠けた場合、他の職員が対応することになる。

以上の質疑を終え、以下のとおり意見する。

名張市公用車ドライブレコーダーの設置等に関する規程案は妥当である。